

環境影響評価方法書に対する意見

1. 方法書の名称

九頭竜川水系足羽川ダム建設事業 環境影響評価方法書

2. 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見

下記のとおり

3. 住所・氏名

記

【現況に係る記述に対する意見】

(1) 環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）p 2-8～2-19までの記述については、提体及び魚道、流木防護施設等の具体的な構造を詳細に明らかにするとともに、各河川の計画高水水位、計画高水流量及び導水流量、計画導水水位等や、工事実施計画についても明確にして、環境影響評価を願いたい。

(理由)

提体の上下流の魚類の移動、流木による閉塞等、堆砂土砂の搬出、下流におけるアドベンチャーボート（溪流下り）や用水水量などに影響するかどうかを明確にするうえで、不可欠な情報であると考えられるため。

(2) 方法書 p 3-14騒音の状況では、1日の平均騒音レベルで○×の判定がされているが、環境影響評価においては、1時間ごとの騒音状況で評価願いたい。

(理由)

池田町の騒音防止条例は、時間ごとの等価騒音レベルで評価することが定められているため。

(3) 騒音・振動などの調査地点は、最も騒音・振動が高くなる箇所を選定るべきである。すでに行われた調査が、これらの条件を満たしていない場合には、現況把握についても、適切なポイントで行うよう願いたい。

(理由)

調査は、測定結果が最大値を示す箇所で行うことが、住民にとって安全を守ることになる。こうした趣旨にそって調査地点を選ぶ必要があるため。

(4) 方法書 p 3-27～3-29において、部子川、水海川、割谷川に水質の環境基準（健康項目）が設定されていないことは、誤りであると考える。

同様に水質（生活環境項目）について、p 3-30～3-31では、足羽川の各支流の基準がないとされているが、誤りであると考える。

(理由)

足羽川水系の上流域であることから、天神橋川上流の「河川 A 類型」を適用願いたい。

(5) 方法書 p 3-30において、持越（A）地点での水素イオン濃度が、12回環境基準を上回っている原因を明らかにしたうえで、環境影響評価を実施願いたい。

(理由)

持越地区だけの水素イオン濃度の突出は、通常状態ではないと想定されることから、これらの異常値を土台にして環境影響評価をすることが適切ではないと思われるため。

(6) 方法書 p 3-145において「人と自然の触れ合い活動の場の状況」に記述されている「渓流下り」を、「アドベンチャー・ボート（渓流下り）」に修正願うとともに、施設名称に「ふるさとふれあい道場（通称そば道場）／池田町／公園・吊り橋・遊歩道」と、「足羽川流域／池田町／釣り」を追加願いたい。

(理由)

池田町の自然との触れ合い活動は多岐にわたっているとともに、地域の主たる産業の一つである観光資源であることから、できるだけ詳細に状況把握をして、環境影響評価をする必要があるため。

(7) 方法書 p 3-153の山林面積について、池田町の土地利用状況では178.53平方キロメートルとされており、正しい値に訂正願いたい。

(理由)

正確な記述にするため。

(8) 方法書 p 3-160において利水状況の図中には、許可水利のみの記載であるが、池田町においては、「稻荷用水」「上嶋用水」「山田用水」「寺島用水」等の慣行水利が存在することから、すべての用水を記載願いたい。

(理由)

生活や生産活動の基盤である用水の現況把握を漏れなく行わないと、住民の環境への影響を正しく行うことができないため。

(9) 方法書 p 3-163の4行目の「生活用水として井戸が利用されている」を「飲料水を含む生活用水、町製造のミネラルウォーター及び地酒の原水並びに渓流温泉冠荘の源泉に、地下水・湧出水が利用されている」と訂正願いたい。

(理由)

池田町では、雑用水だけでなく「飲料水」として地下水として利用されていることは、生命への影響を考えるうえで重要な論点であることから。また、家庭での利用以外に、池田町の特産品開発や観光面でも、地下の水が活用されていることも、認識する必要があるため。

(10) 交通の状況について方法書 p 3-165・171では、月ヶ瀬での道路交通状況を示しているが、状況把握としては、5月～9月の活動が活発な時期のデータとされたい。

(理由)

池田町の交通実態として、これらの調査が行われた3月は、積雪状況等により年度変化もあり、代表値としては適当ではないことから。

(11) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（病院及び診療所） p 3-180について、池田町及び旧美山町分の記載がないため、追加願いたい。

(理由)

正確な記述にするため。

(12) 方法書 p 3-201には、福井県自然環境保全条例の規制及び池田町の水を清く守る条例の指導要綱が含まれていないので、追加願いたい。

(理由)

正確な記述にするため。

(13) 方法書 p 3-259の表に町指定文化財の「安達中屋住宅」等の文化財の記載を追加願いたい。

(理由)

正確な記述にするため。

【環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に対する意見】

(14) 方法書 p 4－3 の影響要因の区分に、「堆積土砂の浚渫及び搬出」を追加願いたい。なお、対象とする環境要素の区分は、「大気環境のすべて」「水環境のうちの土砂による水の濁り」「人と自然との触れあいの活動の場」「残土を含む建設副産物」である。

(理由)

今回のダムでは、大規模な分水施設等が整備されるが、現在すでに設置されている河川内の堰堤の状況をみると、相当量の土砂が堆積しており、一定年限を経過すると、大量の土砂が堆積することは容易に推測できる。

このため、分水施設、導水トンネルの機能を「将来にわたって確実」に發揮させるためには、堆積土砂の浚渫が不可欠であり、これらも管理行為の1つとして、評価の対象とするべきであるから。

(15) 方法書 p 4－3 の環境要素の区分に、「生活環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素」を追加し、同時に、その詳細項目として、「防災」「交通安全」と「農業生産」を追加願いたい。また、「廃棄物等」の区分にある「建設工事に伴う副産物」は「残土を含む建設副産物」に改めるよう願いたい。

なお、上記における具体的な調査項目は、以下のとおり。

防災・・・周辺集落における災害発生危険度

交通安全・・・車両の通行による生活空間の危険度

農業生産・・・安全で安心して作物を栽培できる用水水質、及び水海畜産団地で飼育している家畜への影響

(理由)

環境影響評価の範囲については、動植物の生態系の配慮と同等以上の手間をかけて、「暮らす住民の生活権」への影響を評価するべきであるため。なお、県からは「環境の定義には、自然環境だけでなく生活環境も含まれる」旨の見解が示されている。

(16) 方法書 p 4－3 の環境要素、水質に「主要な環境保全に係る水質項目」及び「主要な自然界に存在する健康に係る水質項目」を追加し、影響要因「ダム堤体の工事」「建設発生土の処理工事」「導水施設建設工事」「建設発生土処理場跡地の存在」に適用願いたい。

(理由)

水質を評価する上で、酸素要求量が重要な指標となっていること、及び工事予定箇所付近の土壤及び掘削土中に、健康を害する重金属類が含まれている可能性があるため。

(17) 方法書 p 4-3 の地下水の水質及び水位の調査項目を、「地下水の水位」から「地下水の水位、水質及び水量」に改めるよう願いたい。

(理由)

池田町では、地下水を飲料水に利用するほか、断層付近から湧出しているとみられる水が、町開発のミネラルウォーター や地酒の源水になっているほか、導水路近くでは、温泉が地下水として湧出しているため、水位の評価だけでは不足である。

(18) 方法書 p 4-3 の生態系に「生態系に影響を与えるおそれのある動植物の侵入、繁殖」を追加願いたい。影響要因の区分は工事の実施全体と、原石山跡地、発生土処理場跡地、ダムの共用及び貯水池の存在で評価願いたい。

(理由)

池田町では、環境保護の意識が高く、環境団体が外来侵入植物の駆除を行っている。裸地の出現により、外来植物の侵入が予測されるため。また広大な非湛水貯水池の監視が困難なことから、外来魚等の移入が予測されるため。

(19) p 4-5 の環境要素の区分・環境要因の区分・選定する理由に、以下の表を追加願いたい。

		影響要因の区分	
生活環境	防災	工事の実施	ダム本体の工事により、森林伐採や土地改変を通じて周辺集落の災害発生度が高まるため、100年降雨確率での防災対応力を評価する。
		土地又は工作物の存在及び供用	ダム満水時に発生する圧力や近くを走る断層で起きる地震等により、周辺地形の変形や災害発生度の高まる可能性があるため、この安全性を評価する。
	交通安全	工事の実施	静穏な現在の生活空間に膨大な量の車両が通行することによって、交通弱者の安全性が損なわれるおそれがあるため、事故の発生率を評価する。
	農業生産	工事の実施	清らかな水を利用して安全安心できる農産物を自給又は販売している現状が、ダム工事関係の排水によって損なわれるおそれがあるため、作物に与える影響につ

		いて、評価する。また水海川分水施設近傍に、畜産団地が存在することから、工事の実施が、飼育している家畜へ与える影響について評価する。
	土地又は工作物の存在及び供用	清らかな水を利用して安全安心できる農産物を自給又は販売している現状が、濁水によって損なわれるおそれがあるため、作物に与える影響について、評価する。

(理由) それぞれの項目の選定理由を説明するため。

(20) 方法書 p 4-9調査地点に「土合皿尾集落」を追加願いたい。また、調査地点等に関する記述において、志津原集落に「足羽川ダムの工事用道路」と書かれている内容を明らかにして環境影響評価を実施願いたい。

(理由)

工事車両は、最終的に土合皿尾集落内を通行するため。また、環境影響評価方法書には、工事用道路についての記述がなく不備なものとなっている。

(21) なお、「評価の手法」の欄中「できる限り回避」の判断にあたっては、住民にとって最も安全が確保できる内容であるかどうかを判断すること。

(理由)

評価は、ダム事業者にとっての努力ではなく、影響を受ける住民にとって受け入れられるものかどうかを判定するために行われるものであることから、できる限りという言葉を「予算的な限度」だけでなく、「技術面での限度」も含め、総合的な最大限の努力が発揮されているかどうかという視点であるべきであるため。なお、この意見については、以下すべての「できる限り回避」という表現に対しての意見とする。

(22) 方法書 p 4-11の調査地点及び予測の方法の欄中に「土合皿尾集落」を追加願いたい。また、道路騒音の調査地点については、「水海集落又は谷口集落」とするよう願いたい。

(理由)

工事車両は、志津原集落内を通った後、最終的に土合皿尾集落内を通行するため。また、水海の県道を通行するとした場合、住民にとって最も安全を考慮した場合の適切な調査地点は、谷口集落（国道 476 号線から県道 34 号線に入つてすぐの集落）の可能性もあるため。

(23) p 4-11の「評価の手法」の欄中「できる限り回避」の判断にあたっては、住民にとって最も安全が確保できる箇所（発生源に直近の場所）とすること。また「条例の基準」については、日平均ではなく、毎時ごとの騒音レベルで評価すること。また、評価の土台となる現況の調査日が、「晴天時」などの通常の日である条件に依拠したものであるかを確認し実施願いたい。

(理由)

評価は、ダム事業者にとっての努力ではなく、影響を受ける住民にとって受け入れられるものかどうかを判定するために行われるものであることから、できる限りという言葉を「予算的な限度」だけでなく、「技術面での限度」も含め、総合的な最大限の努力が發揮されているかどうかという視点であるべきであるため。

(24) p 4-35の水環境における水素イオン濃度については、コンクリート製造設備等からの排水放流口を予測地点に追加願いたい。

(理由)

水質への評価は、一定の河川の水と混じった結果で評価すると、希釈されることで基準が達成されることになるが、池田町の水条例に基づく指導要綱では、公共用水域への排水放流口で制限をしていくべきとしているため。

(25) 方法書 p 4-36～p 4-39の地下水については、池田町の温泉源泉の湧出場所近辺と、池田町産のミネラルウォーター及び地酒の地下水の湧出地域近辺を調査場所に必ず追加願いたい。

(理由)

池田町の環境影響評価に不可欠であるため。

(26) 方法書 p 4-132の眺望点については、遠景としての眺望だけでなく、中景・近景の眺望という視点も含めて評価願いたい。部子山からの眺望だけでは不足であり、付け替え道路からの複数の眺望や、小畠集落からの眺望も重要である。

また提体と合わせ、法面についても景観の影響評価を願いたい。

同時に、付け替え道路から非湛水のダム湖内を眺望した場合、及び建設発生土処理場の「景観」も評価願いたい。

(理由)

池田町は景観行政団体として、景観に関する行政を進めながら、農村風景を資源として地域づくりを進めることとしている。そのため、部子山からの眺望という一点のみからの評価は不足である。また長大法面は、景観に与える影響が大であると考えれるため。

(27) (15) で追加した「防災」については、小畠集落で調査し、地層や断層についても明らかにした上で、評価を願いたい。交通安全については、騒音と同じ調査地点とされたい。農業生産のうち、農業用水については、工事関係箇所の下流にある農業用水取水口を評価地点とし、畜産については、水海畜産団地を評価地点とされたい。

(理由)

構造物の安全を評価する場合には、直近集落とする必要があることから。水海は、断層近辺に美濃俣地滑りがあるなど、崩壊した場合の下流の影響は十分検討される必要があるため。農業生産については、適切に評価するため。

(28) 方法書 p 4-136 の「人と自然の触れ合いの活動」については、調査対象に、「アドベンチャーボート」と「ふるさと・ふれあい道場の公園」を追加願いたい。

(理由)

ふれあい活動への影響は、レクリエーション活動及び観光事業活動への支障、誘客への影響等の観点から幅広く検討されると同時に、工事箇所から直近の場所での評価が必要と考えられることから。

(29) 方法書 p 4-142 の「副産物」については、掘削工事（ダム本体・導水路等）により発生する岩碎類に重金属等が含まれているかどうかを調査する方法と、有害物質が発見された場合に、どのような対応をするのかを記載願いたい。

(理由)

部子川流域には、鉱山があった歴史を有するなど、岩盤中に金属系の物質が含まれている可能性が高い。これを「普通の土砂」として残土処分をすると、カドミウム等の重金属汚染や有害物質汚染等が、下流域に拡散するおそれがあることから。